

令和7年2月改定 山口県土木工事施工管理基準  
主な改定概要

**【土木工事施工管理基準】**

○アスファルト舗装工事のコアーにおける品質管理試験の実施区分を  
廃止

**【出来形管理基準】**

○県独自で定めていた測定基準を国土交通省に準拠し見直し  
(元：20mにつき1ヶ所→変更：40mにつき1ヶ所等158件)

**【品質管理基準】**

○JIS変更に伴う改定

**【出来形写真管理基準】**

○県独自で定めていた撮影頻度を国土交通省に準拠し見直し  
(元：40m又は1施工箇所につき1回→200m又は1施工箇所につき1回等277件)